

平成 24 年度第 3 回文系チャレンジ講座を開催しました

第 3 回文系チャレンジ講座が、2012 年 7 月 18 日、「憲法と私たち」をテーマに本学経済学部^{おぎのだい}の青野 篤准教授によって行われました。遠隔配信された大分雄城台・大分鶴崎・大分商業・安心院^{あじむ}の 4 校(102 名)と、来学した国東^{くにさき}(25 名)を合わせて、計 127 名の高校生が受講しました。

講座はまず「普段、私たちは憲法^{けんぽう}の存在を意識することなく生活しています。憲法はどんなことに役立っているのでしょうか」という青野准教授の問いかけから始まりました。次に、「現在、いくつの法律数が日本にあるか」という質問がありました。平成 24 年 6 月現在で、何と 1872 を数えます。

憲法とそれ以外の法律の違いは何でしょうか。憲法とは「権力者が守るべきルール」であり、そのほかの法律は「国民が守るべきルール」であるという違いがあります。また憲法には、国民の権利（人権）の体系であるという点に存在意義があります。したがって、憲法に基づく政治が行われているかを監視するという役割が国民に生じることが説明されました。

次に、「エホバの証人」輸血拒否訴訟という具体的な事例の解説がありました。この事件は、患者の了解を得ないまま、手術の際に担当医が輸血を行った行為を巡って最高裁まで訴訟が続きました。受講生は、最高裁の判決と憲法の条文の解釈について理解を深めることができました。また、憲法改正を論議する際、さまざまな角度から見ることで、改憲論と護憲論の双方の立場を理解できることを学習しました。

受講後のアンケート調査では、「総合的に判断して良かった」(93%：「そう思う」と「どちらかといえばそう思う」の合計。以下同じ)、「教員は真剣に取り組んでいた」(98%)、「授業内容はわかりやすかった」(92%)、「受講生は授業に意欲的に取り組んだ」(90%)と高い評価結果がでました。遠隔配信については、「音声は良く聞こえた」(86%)、「映像はよく見えた」(66%)という結果がでました。

受講生の具体的な声として、「憲法改正論議について、興味深く学習できた」「身近な事例を示してくれたので、わかりやすかった」「四コマ漫画や穴埋めや書き込みができる資料でわかりやすかった」「少し難しい内容があったが、大学の授業を体験でき、先生の真剣さが伝わった」「裁判の判決について、難しい判断をしなければならないことがわかった」など多くの感想が寄せられました。憲法と私たちの生活との関係の理解が深まった講座でした。

